

公聴会口述要旨

比留間 哲生

私は昭和 56 年から栄区庄戸の住民です。52 年に「この幹線道路が通れば大船までバスで行けます」との不動産屋さんの言葉を信じて土地をした者です。連協 27 年前スタート。地域のエゴではない。横環南は住民への騙しの連続で事業を進めている。このような起業者にその資格はない。

土地収用法 20 条 2 項に照らし以下の点で十分な意思と能力が欠けると断定する。

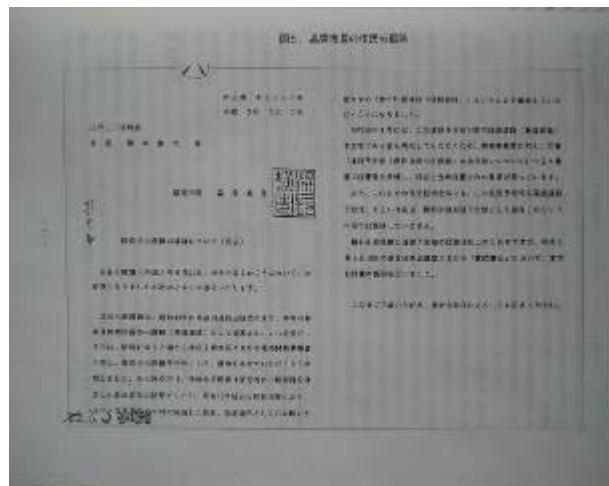
従って認定庁は事業認定申請を拒否すべきである。

以下に事実を挙げその資格欠落の状況を口述する。ここで起業者の騙しの歴史を後世に伝える。このままでは日本はダメになる。初めに小学校 1 年の道徳教育指針に「嘘をついてはいけない、人を騙してはいけない」と謳っていることを申し上げる。

- 1. 高速道路予定地を横浜市は土地開発会社の要求を受け住民にウソの掲示を行い完売後に高速道路予定地であると騙した。

【① 道路予定地の看板】

【② 高秀市長の文書】





- 2. 横環南の事業計画の決定手続きを取らず都市計画決定した。つまり住民不在の計画である。

【情報公開審査会の市長へ対する指示「あるはずだから出せ！」】

3. オリンピック開催を笠に急遽、土地取得率の数字を捏造して土地収用法を宛も適期であるとして住民を騙して手続きを進めた。

③記者発表

平成25年3月6日(木)
国土交通省 関東地方整備局 関東地方事務所 国土交通省関東
東日本高速道路株式会社 関東支社 橋本工事事務所

記者発表資料

首都圏中央連絡自動車道「産利谷JCT～戸塚IC(仮称)」及び、「東IC-JCT(仮称)～藤沢IC」の事業認定申請に向けた説明会を開催します。

首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の産利谷JCT～戸塚IC(仮称)〔高速複線供用区間〕について、これまで多くの皆様のご協力を得て、平成25年3月末現在で約90%の用地を取得し、橋本工事を実施しているところです。

また、圏央道の東IC-JCT(仮称)～藤沢IC(仮称)供用区間についても、これまで多くの皆様のご協力を得て、平成25年3月末現在で約90%の用地を取得し、橋本工事を実施しているところです。既得用地については、地権者の方々と交渉を重ねているところですが、一部の方のご協力が得られておらず、現時点でも用地取得の進捗が立派な状態となっています。このため、任意での交渉だけでなく、土地収用法に基づく用地取得も積極的に入れ、計画の早進に着手することとしました。

つきましては、事業認定申請に向け、土地収用法第15条の14に基づき、当該事業の目的及び内容に関する説明会を下記のとおり開催することとしましたのでお知らせします。

- ◆東浦橋本供用区間
 - 開催日時 3月17日(月) 19時～20時30分(受付開始 18時30分)
 - 会場 鎌倉芸術館 大ホール
- ◆橋本新浦清区間
 - 開催日時 3月18日(火) 19時～20時30分(受付開始 18時30分)
 - 会場 鎌倉芸術館 大ホール

関係記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、神奈川県建設記者クラブ、
横浜市建設記者会、横浜ラジオ・テレビ記者会、鎌倉市広報メディアセンター

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 橋本国道事務所 電話 045-311-2981(代表)
副所長 松山 龍雄 計画課長 松濱 真博

東日本高速道路株式会社 関東支社 橋本工事事務所 電話 045-352-3771(代表)
副所長 大田 大三 工務課長 野村 隆行

「高速複線供用区間」及び「橋本新浦清区間」に関する説明会の開催について

- 土地収用法第15条の14に基づき、事業の目的及び内容に関する説明会を次のとおり開催いたします。
- 開催者の名称及び住所
 - 国土交通省(東京都千代田区霞が関二丁目一番二番)
 - 東日本高速道路株式会社(東京都千代田区有明三丁目三番二番)
 - 事業の種類
 - ◆高速橋本供用区間
 - 一般国道455号新設工事(首都圏中央連絡自動車道)新設工事(高速複線供用区間)
 - 神奈川新橋本供用区間(市内から県境まで)及び(市内から県境まで)並びにこれに伴う新設及び市道付帯工事
 - ◆橋本新浦清区間
 - 一般国道455号新設工事(有料道路区間)首都圏中央連絡自動車道(新設工事)
 - 神奈川新橋本供用区間(市内から県境まで)及び(市内から県境まで)並びにこれに伴う新設及び市道付帯工事
 - 事業の施行を予定する土地の所在
 - ◆高速橋本供用区間
 - 神奈川新橋本供用区間(市内から県境まで)及び(市内から県境まで)
 - ◆橋本新浦清区間
 - 神奈川新橋本供用区間(市内から県境まで)及び(市内から県境まで)
 - 日時・会場
 - ◆高速橋本供用区間
 - 平成25年3月17日(月) 19時～20時30分(受付開始 18時30分)
 - 鎌倉芸術館 大ホール(住所: 神奈川県鎌倉市大船6-1-2)
 - ◆橋本新浦清区間
 - 平成25年3月18日(火) 19時～20時30分(受付開始 18時30分)
 - 鎌倉芸術館 大ホール(住所: 神奈川県鎌倉市大船6-1-2)
 - 主催
 - 国土交通省 関東地方整備局 橋本国道事務所
 - 東日本高速道路株式会社 関東支社 橋本工事事務所
 - 説明会に関する問い合わせ先
 - 国土交通省 関東地方整備局 橋本国道事務所 電話 045-311-2981(代表)
 - 東日本高速道路株式会社 関東支社 橋本工事事務所 電話 045-352-3771(代表)

会場案内

会場 鎌倉芸術館 大ホール (住所: 神奈川県鎌倉市大船6-1-2)

交通アクセス

- バス
 - 東武東上線、鎌倉駅、湘南蒲原駅及び京浜東北線-相模線
大船駅南口及び南口から徒歩10分
 - 私鉄
 - 相模モノレール 江の島線大船駅出入口から徒歩10分
 - バス
 - 江ノ島バス大船駅行き
相模モノレールバス大船駅下車から徒歩3分

※駐車場がないですが、駐車場に限りがありますのでご了承ください。

- ※マスコットの注意事項
 - ・説明会は、カメラ撮影が可能です。
 - ・説明会後は、会場の撤去作業等があるため、取材はお受けできません。
 - ・説明会中の質問についても、ご遠慮ください。
 - ・発声、横断歩道横断歩道でお問い合わせください。



出典: 鎌倉芸術館HP

「土地収用法の事業認定」とは

土地収用法は、憲法29条3項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」との規定に基づき、「公共の利益となる事業に必要な土地等の収買又は使用に關し(中略)、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与すること」を目的として定められたものです。

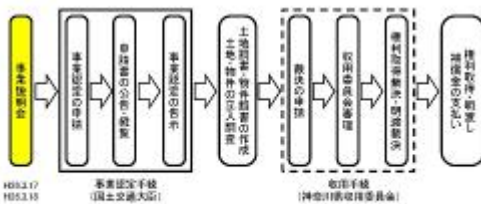
事業認定手続は、この土地収用法の手続の一つであり、国土交通大臣または都道府県知事(事業認定庁)が、早期に係る事業が「高い公共性を有し、かつ土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること」を審査し、当該事業のために土地等を収買又は使用する必要があることについて認定する手続です。

土地収用法(昭和二十六年六月九日法律第二百十九号)

〔事業の説明〕
第十五条の十四 起業者は、次条の規定による事業の認定を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定める説明会の開催その他の措置を講じて、事業の目的及び内容について、当該事業の認定について利害関係を有する者に説明しなければならぬ。

〔事業の認定〕
第十六条 起業者は、当該事業又は当該事業の施行により必要を生じた第三十条各号の一に該当するものに関する事業(以下「認定事業」という。)のために土地を収買し、又は使用しようとするときは、この節の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。

土地収用法の手続きの主な流れ



H03.1.17
H03.1.19

事業認定手続
(国土交通大臣)

収買手続
(神奈川県知事)

④捏造取得率



⑤H26.1.1 取得率

主要事業の用地取得の進捗状況等について【別紙様式1】						
水系名・路線名	事業名称 (事業認定単位)	用地取得		着工予定 時期	完成見込 時期	収用手続への移行の状況並びに 収用手続に移行していない場合に にはその理由及び対応策
		用地幅杭打設 終了の時期	用地 取得率			
道路事業：平成26年1月1日現在						
一般国道468号	高速横浜環状南線 (横浜市金沢区 釜利谷町～横浜市 戸塚区汲沢町)	平成21年3月 (一部未打設)	44%	一部着工	平成27年度 ※開通年度に については検討 が必要	当該事業にかかる関係者が2000人以上にのぼる大規模事業であることから、関係者の協力を得ながら、当面、任意協議を鋭意進め、事業の完成時期を勘案しながら、計画的に用地取得を図る。
一般国道468号	横浜湘南道路 (横浜市栄区田谷町 ～藤沢市城南)	平成16年3月 (一部未打設)	79%	一部着工	平成27年度 ※開通年度に については検討 が必要	関係者の協力を得ながら、当面、任意協議を鋭意進め、事業の完成時期を勘案しながら、計画的に用地取得を図る。

⑥ 関地整 HP

社会資本整備

用地業務について

主要事業の用地取得の進捗状況等について

土地収用法等の種別的活用一事業認定等に関する進捗申請等について～

近年、公共事業については、コスト意識の高まりや経済活性化の観点などから、公共用地の早期取得も含め、事業効果の早期発現を図るべきという考え方が強まっております。

このような中、総合規制改革会議の規制改革の推進に関する第1次答申及び同2次答申において、土地収用法等の種別的活用の必要性が指摘され、政府の行動計画である「規制改革の推進に関する3ヵ年計画」(閣議決定)にも、その内容が盛り込まれたところです。

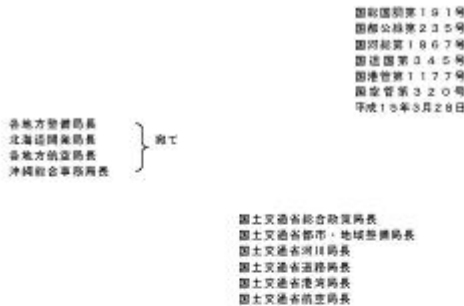
この状況を踏まえ、国土交通省では、平成16年3月28日に「事業認定等に関する進捗申請等について」(6局長連名通達)及び「事業認定等に関する進捗申請等について」(11課長連名通達)を発出し、国土交通省の進捗の公共事業について、進捗申請ルールについて住民に周知がなされるようにすると共に、事業の進捗管理に関する説明責任を果たさせる観点から、一定の情報を公表することとしました。

これを契機に当選進捗管理の主要事業の用地取得の進捗状況等をここに掲載しました。

[「事業認定等に関する進捗申請等について」\(6局長連名通達\)【外部サイト】](#)²⁷

[「事業認定等に関する進捗申請等について」\(11課長連名通達\)【外部サイト】](#)²⁸

⑦ 局長通達



事業認定等に関する進捗申請等について

土地収用法に關しては、昭和35年8月15日臨時行政改革推進委員会の「地價等土地対策に関する答申」及び同年8月28日閣議決定の「総合土地対策要綱」を踏まえ、その種別的活用を促すため、「事業認定等に関する進捗申請のルール」について(平成元年7月14日付建設省長官答第95号、建設省庁総発第152号及び建設省通一発第90号建設省建設経済局長、河川局長及び道路局長通達、以下「元年通達」という。)により、事業認定等に関する進捗申請のルール(以下「進捗申請ルール」という。)を定め、その実施に努めてきたところである。

ところで、令和、平成14年12月12日総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第2次答申」において、事業の進捗管理の適正化の観点から、当選の前提として、都府県市町村も含め、事業認定等に関する進捗申請のルールについて事業主体及び住民に周知がなされるようにするとともに、事業の進捗管理に関する説明責任を果たさせる観点から一定の情報を公表すべきことが指摘され、平成15年3月28日閣議決定された「規制改革推進3ヵ年計画(再改定)」において、同答申の指摘に基づき措置を講ずることとされたところである。

これを踏まえ、国土交通省の進捗の公共事業について、進捗申請ルールの発令を図るよう努められた。さらに、都府県市町村等への進捗申請ルールの発令、事業の進捗管理に関する説明責任の観点からの情報の公表などについて、元年通達の内容に加えることとし、関連通達を下記の通り全面改定したので、進捗のないよ

う取り扱われる。なお、元年通達については、年通達の発出日をもって廃止する。

記

- 1 事業認定の申請時期について
事業認定の申請は、当該事業の完成期等を見込んだ適切な時期に行うこととし、原則として、一の事業認定申請単位における用地取得率が80パーセント(土地所有権・関係人等全体に対する契約済の土地所有権・関係人等の割合をいう。以下同じ。)となった時、又は用地収用の打戻(申請単位における打戻の概した時をいう。以下同じ。)から3年を経過した時(いずれも早い時期を経過した時までに、取用手段に移行するものとする。ただし、ダム建設事業等大規模な事業又は特別な事情がある事業については、これによらないことができるものとする。
また、事業認定の申請に預かる事業をはじめ土地収用法の適用に当たっては、計画線、事業実施期及び用地収用の各影響相互間の協力関係が不可欠であることに留意し、事業の計画段階から十分な進捗調整を行うとともに、併設施設の活用等により円滑な業務処理が図られるよう配慮すること。
- 2 取戻申請等の時期について
取戻申請及び取戻し取戻の申立てについては、事業認定の告示(系統保留の申立てを行った場合は系統保留の告示)の後速やかに行うものとする。この場合において、取戻申請及び取戻し取戻の申立ては原則として同時に行うものとする。
また、都府県市町村等を受け付けた事業における取戻申請及び取戻し取戻の申立てについては、事業認定後、当該事業の完成期等を見込んだ適切な時期に行うこととし、原則として、事業承認区域(区域)における用地取得率が80パーセントとなった時、又は用地収用の打戻から3年を経過した時(いずれも早い時期を経過した時までに、その事業に着手するものとする。ただし、大規模な事業又は特別な事情がある事業については、これによらないことができるものとする。
- 3 情報の公表等
事業の進捗管理の適正化を図る観点から、ホームページを専用して、用地収用の進捗状況、事業の見直し、事業開始時期の理由の理由や対応等を公表するものとする(大規模な事業又は特別な事情がある事業も対象とする。)。なお、当該情報の公表に当たっては、計画線、事業実施期及び用地収用の各影響相互間の協力関係が不可欠であることに留意し、十分な進捗調整を行うことにより、適切な情報が公表されるよう配慮すること。
また、進捗申請ルールについては、取戻の職員に周知徹底するとともに、ホームページやパンフレットを専用する等により、住民にその趣旨を十分理解されるよう努めること。

号の幹線は市内に入ると殆んどが生活道路として活用されている。

- ・横環南の当初の検討ルートは住宅密集地を通らず別ルートも検討されたが現在でも抜本的な見直しが必要であるにもかかわらず文書しないと全く見直す姿勢がない。

事業認定の手続きについて

- ・平成17年の事業評価監視委員会での付帯意見「事業を進めるに当たって住民の理解を得ることが不可欠である」に基づき事業者と住民との間で質問集会を開催し現在もその延長線上にある。しかるに投げかけた質問について十分な回答がないまま強引に進めるやり方は住民を無視するものである。
- ・昨年末の東京でのオリンピック開催決定を機に強引に進めるやり方は常軌を逸している。以下に例示する。
- ・話し合いの日時を設定していながら土地収用法を突然持ち出し事業説明会、事業認定申請と進めるやり方は住民無視も甚だしく言語道断である。
- ・土地収用の適期を地権者の割合で80%と超えたときと定め公表していることを説明せず土地面積で80%を超えたから事業説明会を開催すると通知したことは住民を無知だから分らないだろうと愚弄するものである。
- ・横環南と並行する横浜市が授業を進める都市計画道路に至っては何と25%の用地取得率を隠し80%を超えたからと同時に市民を騙している。道路行政を預かる国土省の地方行政の指導に重大な瑕疵があり責任がある。ましてや横浜市のホームページで本省通達を無視して土地取得率とは面積ベースで表すと堂々と住民を騙しているのである。
- ・地権者の数人が賛成できない場合に公益性を前面に収用するという憲法の問題で土地収用法が存在しているが、横環南では1000人に上る地権者の意見を無視しているのである。
- ・地権者の中には収用の交渉を一切受けないまま収用手続きが着々と発表されるのは人権無視の憲法違反である。

事業評価について

- ・事業評価は法律に基づいて平成7年の都市計画決定来10年目、15年目、18年目と実行された。しかしその内容は事前に事業者と打合せを含めて住民の意見を要請しているにも拘わらず取り入れず事業者側の採用した学者の意見を採用するのみである。
- ・つまり国交省身内に有利な評価であり第三者を入れた評価委員会に改組すべきである。従って国交省自ら提案して広く各省庁と諮って元となる法律を改正すべきである。